# 契 約 変 更 理 由 書

神 戸 市

| 工　　事　　名 | 生田川右岸線道路改良工事 |
|---|---|

契約変更後の工事概要

【工期延長】　（変更）令和３年３月 27 日～令和５年６月 30 日（91 日間の延長）

【設計変更】　工事延長　L=520m

道路土工　１式、車道舗装工 14,700m2　歩道舗装工 2,701m2

擁壁工 297m3　排水構造物工　１式　付属施設工　１式

構造物撤去工　１式　仮設工　１式

契約変更の理由

【工期延長】

①所轄警察署（神戸水上署）との協議の中で、小野浜町交差点北側の中央分離帯の施工など（磯上通１交差点周辺）にあたり、昼間での車線規制は不可及び夜間で施工した場合でも昼間は車線規制を解除するように要請があり細かく施工範囲を区切る必要が生じ、日当たりの施工量が減ったことで想定以上の時間を要した。

②併せて、浜手幹線と生田川右岸線の交差点部の切削オーバーレイの施工についても車線規制の方法など細かな要請があり舗装工に想定以上の時間を要する。

①、②により、91 日の工期延長が必要となる。

【設計変更】

①所轄警察署から昼間の車線規制は渋滞の原因となるため夜間施工を要請されたため、車線規制を伴う工種について夜間施工が必要となる。

②掘削、床掘の際に発現したレンガ等を含むガレキ類が想定以上に多く増工が必要となる。

③工期延長に伴う交通管理工に増工が必要となる。